

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則をここに公布する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の施行その他港湾の管理並びに港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の委任)

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- (2) 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること（同項第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合を除く。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものに限る。）。
- (3) 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。
 - ア 臨港道路における専用利用（イからオまでに該当するものを除く。）
 - イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用（エ及びオに該当するものを除く。）
 - ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用
 - エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用（オに該当するものを除く。）
 - オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い設置した構築物に添架する構築物のための専用利用
 - カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用
- (4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合に限る。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものを除く。）。
- (5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合に限る。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものを除く。）。
- (6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。
- (7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。
- (8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。
- (9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。
- (10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。
- (11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。
- (12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。

- (13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。
- (14) 港湾法（以下「法」という。）第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- ア 公共空地の占用
 - イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用
 - ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用
 - エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占用の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる協議に基づく占用と同一内容の占用
 - オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取
 - カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良
 - キ 汚水等の廃物の投棄
- (15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占用した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占用した者及び許可なく水域を原状のままに占用した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占用の面積が2,000平方メートル以下の面積を占用した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。
- (16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

（利用の承認の申請）

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号ア及び第4号イ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場に限る。）に掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）
 - (2) 条例第4条第1項第1号エ、第2号イ及びウ並びに第4号ア及びイ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場を除く。）に掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）
 - (3) 条例第4条第1項第4号ウに掲げる施設 荷さばき地利用承認申請書（第4号様式の2）
- 2 条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、条例第4条第1項第4号アからウまでに掲げる施設の利用の承認の申請については、前項の規定は、適用しない。

（専用利用の承認の申請）

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

（湘南港の施設の専用利用の承認等の基準）

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。
- (2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

- (1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。
- (2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。
- (3) 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

(利用料の徴収時期)

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、岸壁利用料、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後速やかに精算し、納付しなければならない。

第7条 削除

(出港届の時期の特例)

第8条 条例第14条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定まっているときは、入港の届出と同時に出港の届出をすることができる。この場合において、届け出た後に入港の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

(指定管理者指定申請書)

第9条 条例第19条第1項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書（第6号様式）とする。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 条例第20条第10号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

(利用の事務を行わない日)

第11条 条例第4条第1項の規定による利用（同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。）に係る事務（以下「利用の事務」という。）を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第3に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務（条例第4条第1項第1号エ及び第2号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。）を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

(駐車場の開場時間)

第12条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、次の各号に掲げる港湾の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 湘南港 午前5時から午後9時30分まで
- (2) 葉山港 午前5時から午後10時まで
- (3) 大磯港 午前5時から午後10時まで（4月1日から9月30日までの間にあつては、午前4時から午後10時まで）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(港湾管理事務所の開所時間)

第12条の2 港湾管理事務所の開所時間は、次の各号に掲げる港湾の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 湘南港 午前8時から午後6時まで（4月29日から5月5日までの日、同月6日から6月30

日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日等」という。）並びに7月1日から8月31日までの日にあつては、午前7時30分から午後7時まで）。ただし、ミーティングルームAからミーティングルームFまで、大会運営室、メモリアルルーム、艇整備庫、大会議室、医務室、会議室A、会議室B及び海面監視室Aから海面監視室Dまでにあつては、午前9時から午後10時まで

(2) 葉山港 午前8時から午後6時まで（7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等にあつては、午前7時30分から午後7時まで）。ただし、会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室Bにあつては、午前9時から午後10時まで

(3) 真鶴港 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

（利用料金の承認の申請）

第12条の3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

（占用等の許可の申請）

第13条 法第37条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書に知事（第1条の2第14号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長。以下この項において同じ。）が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第37条第1項第1号に掲げる行為 水域（公共空地）占用許可申請書（第7号様式）

(2) 法第37条第1項第2号に掲げる行為 土砂採取許可申請書（第8号様式）

(3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為 工事許可申請書（第9号様式）

(4) 法第37条第1項第4号に掲げる行為のうち港湾法施行令（昭和26年政令第4号。以下「政令」という。）第14条第2号に規定する行為 廃物投棄許可申請書（第10号様式）

（廃物の指定）

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

（書類の経由及び部数）

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類（第9条に規定する申請書を除く。）並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

（港湾審議会の委員）

第16条 神奈川県港湾審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長）

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

（審議会の会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部河港課において処理する。

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第6条の規定は、昭和39年10月25日から施行する。

2 この規則施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則 (昭和41年7月5日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年9月20日規則第71号)

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和44年3月31日規則第22号)

この規則は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日規則第64号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請から適用する。

附 則 (昭和48年3月31日規則第33号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月2日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年3月15日規則第13号)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月31日規則第92号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年5月31日規則第53号)

1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月23日規則第22号)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (昭和61年12月23日規則第88号)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月28日規則第38号）

- 1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年5月31日規則第37号）

- 1 この規則は、平成3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月9日規則第13号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第61号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第117号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成8年5月1日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第74号）

- 1 この規則は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、神奈川県設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第103号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
（港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた申請その他の行為でこの規則施行の際現に効力を有するものは、第3条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第57号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第2項第2号及び第3項第4号中「ウまで」を「エまで」に改める部分を除く。）、第6条ただし書の改正規定、第8号様式を第7号様式の2とし、同様式の次に1様式を加える改正規定及び第11号様式を第10号様式の3とし、同様式の次に1様式を加える改正規定は、平成13年7月20日から施行する。

附 則（平成15年6月24日規則第102号）

- 1 この規則は、平成15年7月20日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正前の第1条の2、第3条第1項及び第2項並びに第6条から第9条の2までの規定は、平成18年9月1日（同日前に港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第54号）による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第20条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。）までの間は、なおその効力を有する。
 - 3 この規則の施行前に改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。
 - 4 この規則の施行の日から指定等の日までの間は、附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条第1項第3号に規定する陸置施設利用承認申請書及び同項第4号に規定するクレーン利用承認申請書中「神奈川県湘南なぎさ事務所長」とあるのは「神奈川県土木事務所長」とする。
 - 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年10月28日規則第155号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日規則第132号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規則第14号）

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、平成21年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年12月26日規則第123号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第55号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日規則第59号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年2月10日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月11日規則第5号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第38号）附則第2項の規定による承認のうち同条例第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第24条第2項及び別表第3の規定の例による承認については、改正後の第12条の3の規定の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第40号）

この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第74号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第35号）

この規則は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月10日規則第86号）

この規則は、令和2年11月16日から施行する。

附 則（令和3年4月23日規則第45号）

この規則は、令和3年4月27日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年8月30日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

施設の名称	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
臨港道路付属 駐車場	駐車場関連施設	3メートル 以下	100分の1以内
漁船荷さばき 地	蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の4以内
貯油所	貯油タンク（地下に設けるものに限る。）、船舶給油施設及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の80以内

別表第2（第5条関係）

施設の区分	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
船舶保管地	ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、焼却炉及びこれらの関連施設	14メートル 以下	100分の25以内
旅客待合所	旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設	10メートル	100分の40以内

	設	以下	
中央緑地	公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場、下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の20以内
北緑地	バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の5以内

別表第3（第11条関係）

港湾の区分		利用の事務を行わない日
湘南港	本船岸壁 南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日
	漁船物揚場 漁船船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）
大磯港		(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 （(2)に掲げる日を除く。）
真鶴港		(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第1号様式

（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第2号様式

（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

第3号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第4号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第4号様式の2

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第5号様式

(第4条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第6号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第7号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第8号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第9号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

第10号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)